

2長第240号
令和2年6月23日

各訪問サービス事業所管理者様
各短期入所サービス事業所管理者様

愛媛県保健福祉部長

居宅サービス事業所における新型コロナウイルス感染症に係る
協力体制の調査について

各事業所に置かれましては、新型コロナウイルスの感染防止対策等にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

県では、6月19日から新型コロナウイルス感染症に係る警戒レベルを「感染警戒期」から「感染縮小期」に引き下げましたが、今後は、感染第二波に備え、社会福祉施設等の体制強化を進めることが喫緊の課題となっております。

そこで、新型コロナウイルス感染者発生等により休業した居宅サービス事業所に代わり、濃厚接触者となった利用者に対し、サービスの提供を行う協力事業所（居宅サービス事業所）の名簿を作成し、県及び各市町が担当居宅介護支援事業所または相談支援事業所と連携して代替サービス提供の調整を行う『えひめ福祉支援ネットワーク』を構築することといたしました（別添スキーム参照）。

つきましては、別添様式により、協力事業所名簿への登録の希望等をご回答いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染防止対策に「オール愛媛」で取り組んでいくため、積極的なご参加をお願いします。

なお、濃厚接触者に対応する際に必要となる物品購入費・危険手当等のかかりまし経費については、サービスの継続支援及び連携支援に係る補助金により支援を行いますので、ご活用ください。

記

1 提出様式

様式3「居宅サービス事業所における新型コロナウイルス感染症に係る協力体制について」

2 提出期限

様式3 令和2年6月30日（火）

※追加・変更等がある場合は、その都度提出してください。

3 提出先

事業所の運営法人所在市町の担当課（別添市町担当課一覧参照）

4 その他

- ・法人内の事業所の回答をとりまとめて提出いただきますようお願いいたします。
- ・各社会福祉施設・事業所管理者に、別途「社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症に係る応援職員派遣等の調査について」（令和2年6月23日付け県保健福祉部長通知）をお送りしておりますので、併せてご回答ください。
- ・協力事業所名簿に登録したことにより、協力を強制するものではありません。居宅サービス事業所で感染者が発生した場合、当該名簿を参考に、県及び各市町が担当居宅介護支援事業所と連携して応援調整を行います。
- ・協力事業所名簿に登録いただいた事業所に対しては、備蓄用衛生資材（マスク、アルコール、ガウン、手袋等）を提供するほか、新型コロナウイルス感染症に対応するための研修（PPE（個人防護具）の着脱方法、濃厚接触者へのサービス継続の際の留意点等）を実施する予定です。
- ・濃厚接触者に対応する際に必要となる物品購入費・危険手当等のかかりまし経費については、以下の補助金を創設しておりますので、ご了知ください。

【障害福祉サービス事業所】

令和2年度愛媛県障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金（令和2年6月23日付け県保健福祉部長通知）※松山市は、別途同様の補助金があります。

【介護サービス事業所】

令和2年度愛媛県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金（令和2年6月23日付け県保健福祉部長通知）※松山市は、別途同様の補助金があります。

【担当課】

（障害福祉サービス事業所関係）

障がい福祉課障がい支援係 Tel：089-912-2424

（介護サービス事業所関係）

長寿介護課介護事業者係 Tel：089-912-2432